

# 第四次総合計画を策定します

市は現在、平成23年度から新たにスタートする第四次総合計画の策定を進めています。そこで、これまでの経過や今後の予定をお知らせします。

## 総合計画って何？

総合計画とは、文字通り自治体の総合的な計画であり、さまざまな行政計画の中でも最も上位に位置付けられるものです。自治体の事務事業は総合計画に基づいて行われており、行財政運営を進めていく上での指針となっています。

法律の面から見ると、地方自治法では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」(第2条第4項)と定められています。総合計画は、この基本構想を核として策定されます。

## どんな内容なの？

総合計画は、前述の基本構想のほか、基本計画、実施計画で構成されています(図1参照)。

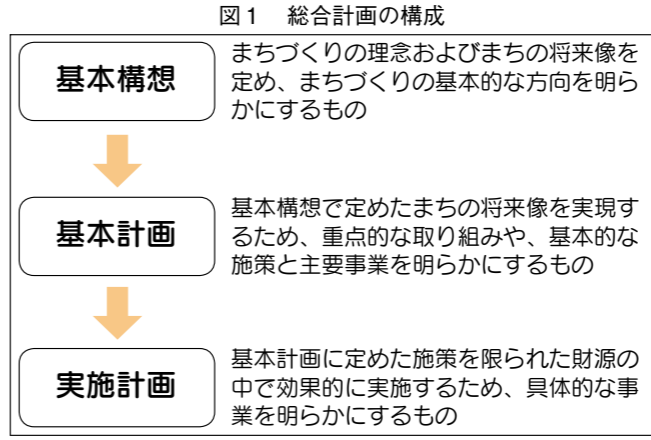


図1 総合計画の構成

## 可児市の総合計画は？

可児市ではこれまでに、昭和57年4月の市制施行と同時にスタートした第一次総合計画を皮切りに、現在の第三次総合計画までを策定し、まちづくりを進めてきました(図2参照)。

	計画期間	まちの将来像
第一次総合計画	昭和57～平成2年度	緑と心のふれあう田園文化都市
第二次総合計画	平成3～12年度	心豊かな活力とうるおいのある住みよい都市・可児
第三次総合計画	平成13～22年度	心豊かな活力とうるおいのある住みよいまち・可児 (サブテーマ：市民が誇りを持つまち、持てるまち)

図2 これまでの可児市総合計画

## 第四次総合計画は「まちやっほほ」なの？

策定方針 次のような方針で策定を進めていきます。

◎策定の視点  
現在の情勢においては、特に少子高齢化の急激な進行や人口の減少とそれに伴う財政規模の縮小、地球規模での環境問題、地方分権の推進、まちづくりへの市民参加の進展などが、可児市の将来を考える上で重要な要素となります。

◎市民・事業者・行政が目標を共有し、連携してまちづくりに取り組む市民協働の視点

◎限られた財源で効果的、効率的に事業を行うとともに、地方分権に対応した持続可能で自立したまちづくりを目指す都市経営の視点

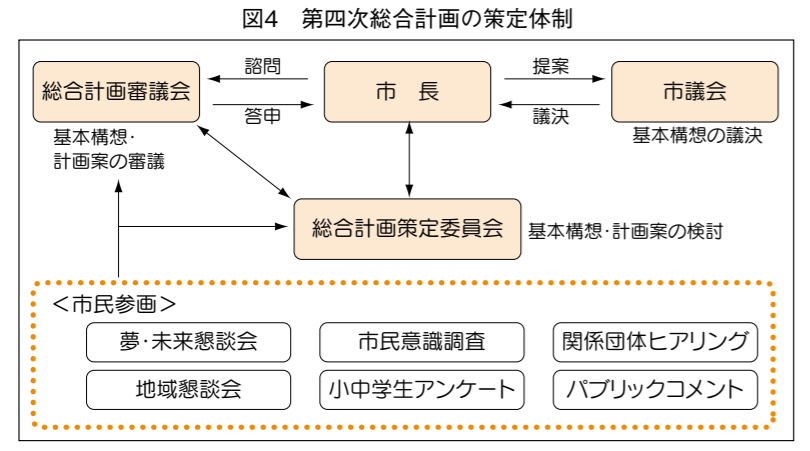
◎総合計画策定委員会  
学識経験者、各種団体代表、公募市民など30人の委員で構成された市長の諮問機関です。計画の内容について審議し、平成23年2月に市長へ答申する予定です。

◎総合計画審議会  
市民意識調査や小中学生アンケートを実施したほか、市民の目から見たまちの将来像などを検討する「夢・未来懇談会」(下の囲みを参照)を開催しました。

◎市民参画  
策定の過程で市民の皆さんからご意見を聞いたり、お互いに話し合ったりする機会をできる限り多く設けます。

◎総合計画策定委員会  
学識経験者、各種団体代表、公募市民など30人の委員で構成された市長の諮問機関です。計画の内容について審議し、平成23年2月に市長へ答申する予定です。

◎総合計画審議会  
市民意識調査や小中学生アンケートを実施したほか、市民の目から見たまちの将来像などを検討する「夢・未来懇談会」(下の囲みを参照)を開催しました。



## 総合計画って何？

### 「夢・未来懇談会」からの提言

市民が描く可児市の将来像や、まちづくりの方向性を検討するために、今年1月から5月にかけて「夢・未来懇談会」を開催しました。

この懇談会には、各種団体メンバー21人と公募市民2人の合計23人が参加し、5回の会議などを通じて市長への提言を次のとおりまとめました(原文をそのまま引用しています)。

**可児市の目指すべきまちの将来像**

- ◎安心して暮らせるまち  
市民誰もが安心を実感でき、「可児市に住みたい」と思えるまち。高齢者支援やこどもの教育、防災・防犯対策、環境保全など、地域で共に支えあい、誰もが安心して暮らせるまち。
- ◎いきいきと暮らせるまち  
市民が健康で、文化芸術やスポーツ、生涯学習や地域活動などへの参加・活動を通して交流を深めながら、生きがいを持っていきいきと暮らせるまち。
- ◎うるおいとやすらぎがあるまち  
自然と調和した公園や水辺空間、美しい都市景観など、自然や人とふれあう憩いの場があり、身近な暮らしの中に潤いややすらぎがあるまち。
- ◎元気・活力があるまち  
工業や商業の集積があり、農業の振興や地域資源を活かした観光交流が活発で、全国から人が集い、地域が元気で活力のあるまち。
- ◎愛着・誇りを持てるまち  
豊かな自然ややすらぎのある住環境、ふるさとの伝統文化や文化財、地域ブランド、共に支えあう地域など、市民がまちへの愛着・誇りを持てるまち。

◎計画期間  
これまででは、計画期間を10年間とし、前半5年の終了時に中間的な見直しを行ってきました。しかし、市長の任期(4年)と計画期間にずれがあり、市長の公約が総合計画に的確に反映されにくい面がありました。そこで、市長任期と連動させるため、今後は基本的な計画期間を8年間とすることにしました。なお、第四次総合計画については、過渡的な調整のため平成23年度から平成31年度までの9年間とします(図3参照)。



は、市民の皆さんの主体的なかわりが必要で、みんなで共有し、ともに取り組むことができる総合計画にするため、今後とも策定の経過などさまざまな情報を、広報や市ホームページなどで随時お知らせしていきます。

皆さんも、可児市の未来を一緒に考えてみませんか。

問合せ 総合政策課

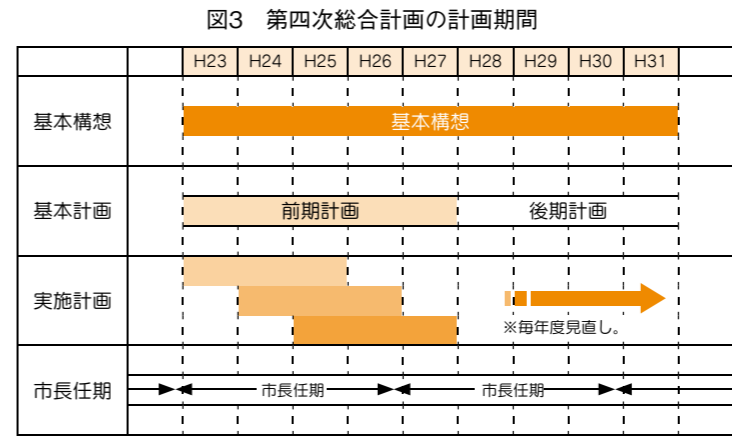


図3 第四次総合計画の計画期間